

## 仕 様 書

仙台管区气象台

契 約 件 名 仙台管区气象台燕沢宿舎消防設備保守点検

業 務 場 所 仙台市宮城野区燕沢東三丁目15番3号

業 務 種 目 自動火災報知器設備等の外観・機能・総合点検

履 行 期 限 令和8年3月27日

### 監 督

発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

### 検 査

発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

### 一 般 事 項

- (1) この業務は「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
- (2) 点検を行うにあたっては、関係者と十分に協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握すること。
- (3) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチの位置、収納状態等を再度確認することにより必ず元の状態に復元しておくこと。
- (4) 実施時期は9月及び3月とし、実施日については、協議のうえ決定する。
- (5) 作業終了後、点検結果報告書を作成し、当方に提出すること。

### 点検及び保守

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理（軽微なものに限る）、その他の措置を講ずるものとする。

特 記 事 項

- (1) 検査の時期は、給付を終了した旨の通知を受けた日から10日以内。
- (2) 代金の支払い時期は、検査終了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に銀行振込とする。(年1回払い)
- (3) 内 訳

| 機 器 名       | 数 量 | 機器点検<br>(9月) | 機器点検<br>(3月) | 総合点検<br>(3月) |
|-------------|-----|--------------|--------------|--------------|
| 自動火災報知設備    |     |              |              |              |
| 受信機 P型2級5回線 | 1台  | ○            | ○            | ○            |
| 差動式スポット型感知器 | 26個 | ○            | ○            | ○            |
| 定温式スポット型感知器 | 50個 | ○            | ○            | ○            |
| 発 信 機       | 5個  | ○            | ○            | ○            |
| 電 鈴         | 10個 | ○            | ○            | ○            |
| 表 示 灯       | 5個  | ○            | ○            | ○            |
| 配線点検        | 1式  | —            | —            | ○            |
| 誘導灯及び誘導標識   |     |              |              |              |
| 誘導標識        | 12枚 | ○            | ○            | —            |
| 消火器         |     |              |              |              |
| 粉末消火器 (加圧式) | 7本  | ○            | ○            | —            |

※○印は実施項目を表す